

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約12,017億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
70億オーストラリア・ドル(約6,444億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,739億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約4,513億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円、1豪ドル=92.06円、1加ドル=94.78円および1NZドル=90.25円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年5月29日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の 重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況(ニコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。))

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	252,967,322	10.82
	オーストラリア	171,955,852	7.36
	シンガポール	149,955,021	6.42
	フィンランド	149,950,089	6.42
	イギリス	149,933,880	6.42
	オランダ	82,991,967	3.55
	ドイツ	74,991,630	3.21
	スウェーデン	49,979,527	2.14
	ニュージーランド	19,992,505	0.86
預金証書	オーストラリア	549,767,039	23.52
	イギリス	99,970,748	4.28
	フランス	99,943,227	4.28
	アメリカ合衆国	40,000,000	1.71
その他の資産(負債控除後)		444,733,880	19.03
合計 (純資産総額)		2,337,132,688 (約289,898百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) 米ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=124.04円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	404,422,882	20.91
	ドイツ	349,521,406	18.07
	ノルウェー	174,802,071	9.04
	オランダ	149,783,654	7.74
	シンガポール	149,433,348	7.73
	オーストラリア	119,631,596	6.18
	ニュージーランド	107,554,620	5.56
	カナダ	99,735,689	5.16
債券	オーストラリア	74,811,730	3.87
	オランダ	20,130,792	1.04
その他の資産(負債控除後)		284,522,418	14.71
合計 (純資産総額)		1,934,350,207 (約175,271百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=90.61円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	24,969,306	30.91
	フランス	16,978,348	21.02
債券	カナダ	21,701,805	26.87
その他の資産(負債控除後)		17,122,361	21.20
合計 (純資産総額)		80,771,821 (約7,711百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) カナダ・ドル(以下「加ドル」という。)の円貨換算は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1加ドル=95.47円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	99,479,959	17.67
	フランス	79,621,654	14.15
	オランダ	49,897,273	8.87
	イギリス	44,793,449	7.96
	ニュージーランド	44,727,643	7.95
	シンガポール	39,826,585	7.08
	ノルウェー	22,863,282	4.06
	ルクセンブルグ	4,976,896	0.88
中期債券	アメリカ合衆国	11,215,853	1.99
	オランダ	7,000,000	1.24
預金証書	オーストラリア	44,867,500	7.97
その他の資産(負債控除後)		113,575,746	20.18
合計 (純資産総額)		562,845,841 (約46,176百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ニュージーランド・ドル(以下「NZドル」という。)の円貨換算は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=82.04円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

()USドル・ポートフォリオ

2014年8月以降2015年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2014年8月末日	2,420,287	300,212	1	1
9月末日	2,337,725	289,971	1	1
10月末日	2,370,745	294,067	1	1
11月末日	2,329,789	288,987	1	1
12月末日	2,351,160	291,638	1	1
2015年1月末日	2,432,969	301,785	1	1
2月末日	2,446,622	303,479	1	1
3月末日	2,460,137	305,155	1	1
4月末日	2,505,926	310,835	1	1
5月末日	2,414,518	299,497	1	1
6月末日	2,347,728	291,212	1	1
7月末日	2,337,133	289,898	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2014年8月以降2015年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2014年8月末日	2,072,510	187,790	1	1
9月末日	2,067,167	187,306	1	1
10月末日	2,156,258	195,379	1	1
11月末日	1,986,972	180,040	1	1
12月末日	2,123,097	192,374	1	1
2015年1月末日	2,047,598	185,533	1	1
2月末日	2,073,223	187,855	1	1
3月末日	2,054,945	186,199	1	1
4月末日	2,027,936	183,751	1	1
5月末日	2,002,808	181,474	1	1
6月末日	1,947,255	176,441	1	1
7月末日	1,934,350	175,271	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2014年8月以降2015年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
2014年8月末日	73,223	6,991	1	1
9月末日	66,724	6,370	1	1
10月末日	68,835	6,572	1	1
11月末日	67,223	6,418	1	1
12月末日	67,674	6,461	1	1
2015年1月末日	69,229	6,609	1	1
2月末日	72,312	6,904	1	1
3月末日	79,993	7,637	1	1
4月末日	75,075	7,167	1	1
5月末日	72,468	6,919	1	1
6月末日	79,456	7,586	1	1
7月末日	80,772	7,711	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2014年8月以降2015年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2014年8月末日	562,639	46,159	1	1
9月末日	550,903	45,196	1	1
10月末日	557,865	45,767	1	1
11月末日	545,514	44,754	1	1
12月末日	546,888	44,867	1	1
2015年1月末日	548,399	44,991	1	1
2月末日	545,747	44,773	1	1
3月末日	552,727	45,346	1	1
4月末日	554,487	45,490	1	1
5月末日	560,169	45,956	1	1
6月末日	564,506	46,312	1	1
7月末日	562,846	46,176	1	1

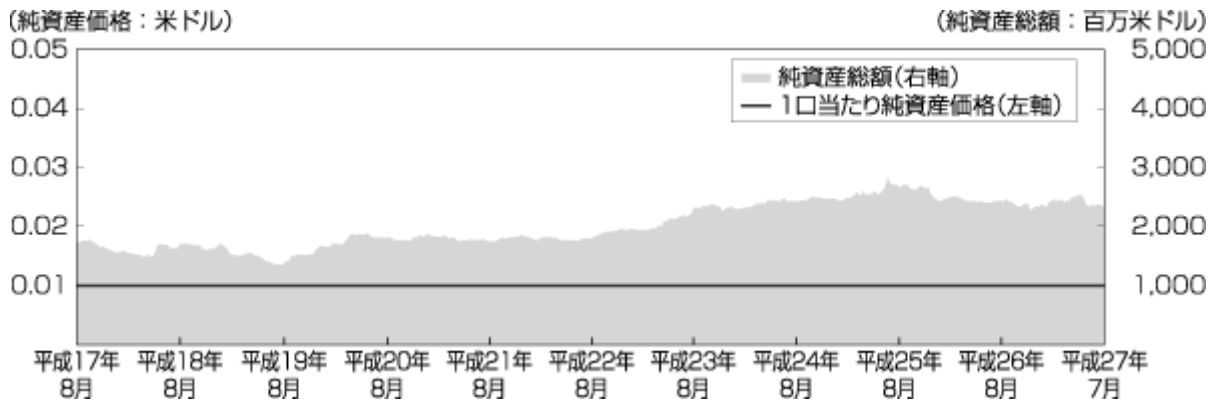
上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

参考情報

純資産の推移

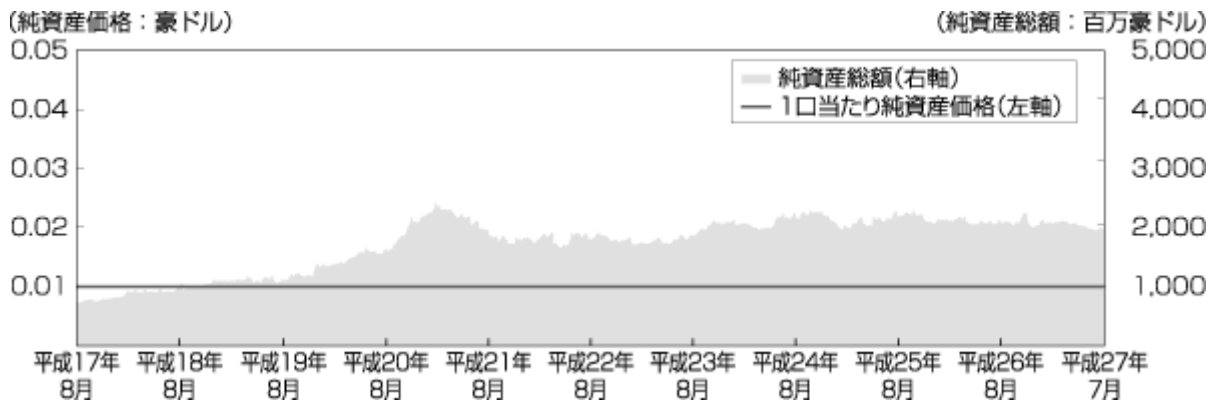
USドル・ポートフォリオ

(平成17年8月1日～平成27年7月末日)



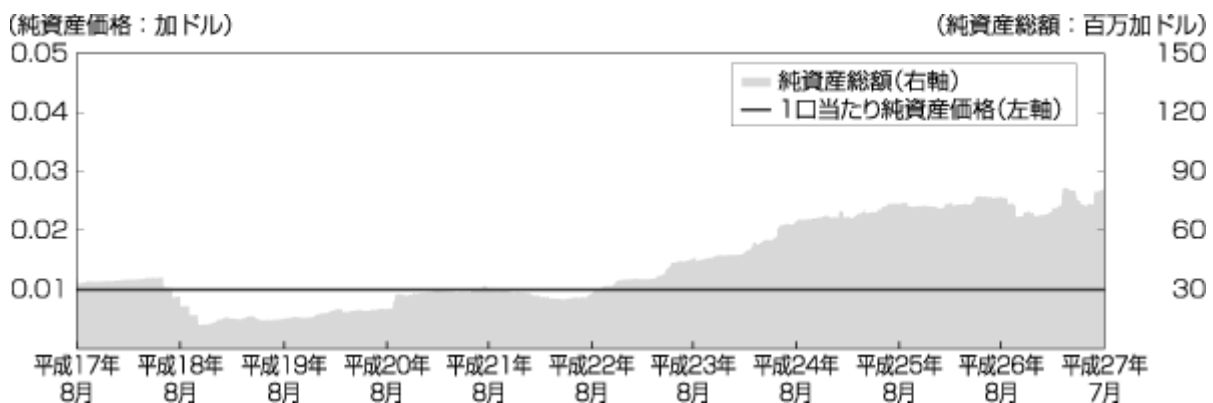
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成17年8月1日～平成27年7月末日)



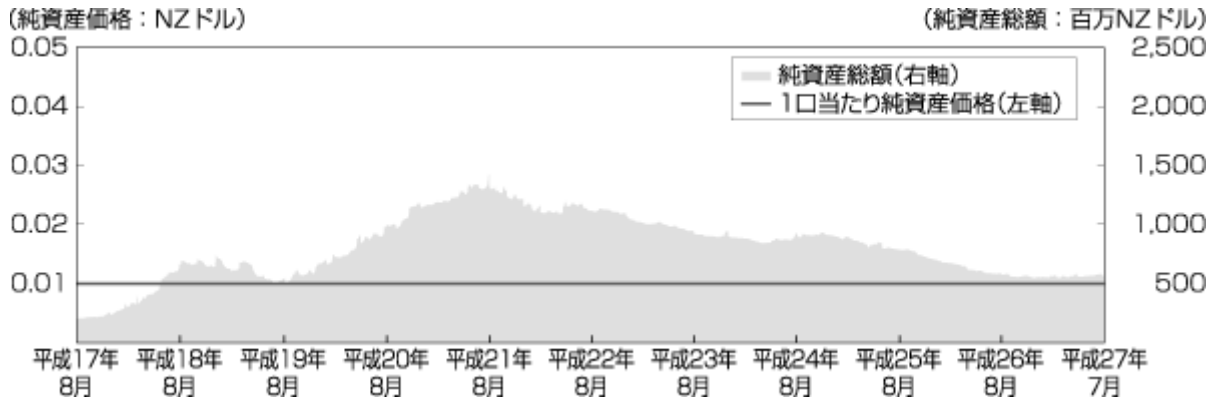
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成17年8月1日～平成27年7月末日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成17年8月1日～平成27年7月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

分配の推移

() USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2014年8月1日から2015年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000012768米ドル(0.001583743円)であった。

() オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2014年8月1日から2015年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000181317豪ドル(0.016429133円)であった。

() カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2014年8月1日から2015年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000049061加ドル(0.004683854円)であった。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2014年8月1日から2015年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000286306NZドル(0.023488544円)であった。

収益率の推移

()USドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2014年8月1日～2015年7月31日	0.128%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2015年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2014年8月1日～2015年7月31日	1.813%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2015年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2014年8月1日～2015年7月31日	0.491%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2015年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2014年8月1日～2015年7月31日	2.863%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2015年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

()USドル・ポートフォリオ

2014年8月1日以降2015年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2015年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
319,117,100,410 (319,117,100,410)	329,179,420,215 (329,179,420,215)	233,712,373,351 (233,688,319,897)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2014年8月1日以降2015年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2015年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
214,661,059,307 (214,661,059,307)	231,613,726,297 (231,613,726,297)	193,427,370,342 (193,413,532,548)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2014年8月1日以降2015年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2015年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
4,544,798,252 (4,544,798,252)	4,148,543,648 (4,148,543,648)	8,077,106,979 (8,077,106,979)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2014年8月1日以降2015年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2015年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
38,917,739,874 (38,917,739,874)	40,981,990,848 (40,981,990,848)	56,280,840,736 (56,280,840,736)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

[前へ](#)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. トラストの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。トラストの中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項 ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. トラストの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ	=	米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	=	オーストラリア・ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	=	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	=	ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、以下に掲げた各通貨の平成27年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	=	124.04円
1オーストラリア・ドル	=	90.61円
1カナダ・ドル	=	95.47円
1ニュージーランド・ドル	=	82.04円

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合純資産計算書

2015年6月30日現在

結合

	注	米ドル(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 3,753,142,497米ドル)	2.3	3,756,948,413	466,011,881
現金および預金		547,467,680	67,907,891
未収申込金		11,657,794	1,446,033
未収投資有価証券利息	2.6	3,408,834	422,832
未収預金利息	2.6	86,267	10,701
資産合計		4,319,568,988	535,799,337
負債			
未払買戻金		11,226,493	1,392,534
未払分配金	10	3,433,428	425,882
未払代行協会員報酬	5	2,604,774	323,096
未払投資運用報酬	4	701,843	87,057
未払管理事務代行報酬	7	332,664	41,264
未払保管報酬	6	221,915	27,526
未払公告費		167,307	20,753
未払管理報酬	3	159,185	19,745
未払年次税	9	107,379	13,319
未払弁護士報酬		51,389	6,374
未払専門家報酬		38,307	4,752
負債合計		19,044,684	2,362,303
純資産額		4,300,524,304	533,437,035

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 2,155,901,390米ドル)	2.3	2,156,634,371	267,508,927
現金および預金		200,222,237	24,835,566
未収申込金		7,646,679	948,494
未収投資有価証券利息	2.6	51,021	6,329
未収預金利息	2.6	433	54
資産合計		2,364,554,741	293,299,370
負債			
未払買戻金		8,826,427	1,094,830
未払分配金	10	582,680	72,276
未払代行協会員報酬	5	270,240	33,521
未払投資運用報酬	4	142,748	17,706
未払管理事務代行報酬	7	40,536	5,028
未払保管報酬	6	27,024	3,352
未払公告費		93,286	11,571
未払管理報酬	3	13,513	1,676
未払年次税	9	58,704	7,282
未払弁護士報酬		28,130	3,489
未払専門家報酬		20,825	2,583
負債合計		10,104,113	1,253,314
純資産額		2,354,450,628	292,046,056
発行済受益証券口数		235,445,062,839口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.24円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年6月30日現在

	注	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	
		オーストラリア・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,678,538,974米ドル)	2.3	1,681,874,618	152,394,659
現金および預金		267,099,367	24,201,874
未収申込金		3,264,624	295,808
未収投資有価証券利息	2.6	3,469,333	314,356
未収預金利息	2.6	66,033	5,983
資産合計		1,955,773,975	177,212,680
負債			
未払買戻金		2,583,844	234,122
未払分配金	10	2,457,097	222,638
未払代行協会員報酬	5	2,416,387	218,949
未払投資運用報酬	4	546,699	49,536
未払管理事務代行報酬	7	301,860	27,352
未払保管報酬	6	201,386	18,248
未払公告費		77,190	6,994
未払管理報酬	3	151,032	13,685
未払年次税	9	48,752	4,417
未払弁護士報酬		23,728	2,150
未払専門家報酬		17,865	1,619
負債合計		8,825,840	799,709
純資産額		1,946,948,135	176,412,971
発行済受益証券口数		194,694,813,467口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.91円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年6月30日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価60,652,642米ドル)	2.3	60,681,893	5,793,300
現金および預金		18,675,196	1,782,921
未収申込金		151,772	14,490
未収投資有価証券利息	2.6	132,474	12,647
未収預金利息	2.6	858	82
資産合計		79,642,193	7,603,440
負債			
未払買戻金		78,990	7,541
未払分配金	10	31,446	3,002
未払代行協会員報酬	5	24,386	2,328
未払投資運用報酬	4	17,071	1,630
未払管理事務代行報酬	7	3,658	349
未払保管報酬	6	2,438	233
未払公告費		2,202	210
未払管理報酬	3	1,222	117
未払年次税	9	1,987	190
未払弁護士報酬		859	82
未払専門家報酬		642	61
負債合計		164,901	15,743
純資産額		79,477,292	7,587,697
発行済受益証券口数		7,947,729,169口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.95円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年6月30日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価380,236,554米ドル)	2.3	380,951,742	31,253,281
現金および預金		186,539,799	15,303,725
未収申込金		2,028,218	166,395
未収投資有価証券利息	2.6	860,483	70,594
未収預金利息	2.6	50,555	4,148
資産合計		570,430,797	46,798,143
負債			
未払買戻金		516,222	42,351
未払分配金	10	1,377,557	113,015
未払代行協会員報酬	5	673,613	55,263
未払投資運用報酬	4	184,124	15,106
未払管理事務代行報酬	7	84,149	6,904
未払保管報酬	6	56,140	4,606
未払公告費		19,019	1,560
未払管理報酬	3	42,103	3,454
未払年次税	9	14,132	1,159
未払弁護士報酬		6,373	523
未払専門家報酬		4,760	391
負債合計		2,978,192	244,331
純資産額		567,452,605	46,553,812
発行済受益証券口数		56,745,260,485口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.82円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#)

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：				
2013年12月31日	244,175,610,028	212,445,368,287	7,151,864,008	67,504,750,959
2014年12月31日	234,289,840,923	207,283,632,836	6,778,298,794	55,123,822,224
当期発行口数	177,245,557,548	88,262,851,092	2,950,867,385	20,140,682,500
当期買戻し口数	(176,090,335,632)	(100,851,670,461)	(1,781,437,010)	(18,519,244,239)
2015年6月30日	235,445,062,839	194,694,813,467	7,947,729,169	56,745,260,485
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額：				
2013年12月31日	2,441,756,100	2,124,453,683	71,518,640	675,047,510
2014年12月31日	2,342,898,409	2,072,836,328	67,782,988	551,238,222
2015年6月30日	2,354,450,628	1,946,948,135	79,477,292	567,452,605
期末現在1口当たり純資産価格：				
2013年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2014年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2015年6月30日	0.01	0.01	0.01	0.01

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#)[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

財務書類に対する注記

2015年6月30日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パートIIに基づいて組織されており、2013年法に基づきオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2015年6月30日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示されている。

2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算日時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

2015年6月30日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7682
カナダ・ドル	0.8066
ニュージーランド・ドル	0.6808

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/損の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注記3から7で詳述されている以下の報酬において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有している（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）に1%を乗じた金額である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.03%である。注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資運用報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.19%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.48%である。対象期間に、日本における販売会社は、代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%である。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との間で締結された契約に基づいて、ファンドに係る取引費用は、保管受託銀行が負担する。

注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注10. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注11. 関連当事者取引

管理会社および一部の取締役、管理事務代行会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社、日本における販売会社ならびに日本における代行協会員は、関連当事者である。関連当事者の報酬は、本財務書類に対する注記に詳述されている。

注12. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後の重要な事象はなかった。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託投資有価証券明細表
2015年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面	内容	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券					
A. 譲渡性預金証書			米ドル	米ドル	%
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 09JUL15	米ドル	24,981,687	24,998,189	1.06
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 11AUG15	米ドル	49,962,972	49,983,096	2.12
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 21SEP15	米ドル	24,981,084	24,983,297	1.06
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 23JUL15	米ドル	49,963,374	49,990,743	2.12
100,000,000	HSBC FRANCE CD 05OCT15	米ドル	99,894,565	99,916,560	4.24
40,000,000	KOREA DEVELOPMNT BK 0.22 YCD 19AUG15	米ドル	40,000,000	40,000,000	1.70
23,000,000	KOREA DEVELOPMNT BK 0.23 YCD 08JUL15	米ドル	23,000,000	23,000,000	0.98
30,000,000	KOREA DEVELOPMNT BK 0.23 YCD 09JUL15	米ドル	30,000,000	30,000,000	1.27
30,000,000	KOREA DEVELOPMNT BK 0.23 YCD 23JUL15	米ドル	30,000,000	30,000,000	1.27
20,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 13AUG15	米ドル	19,984,423	19,992,550	0.85
50,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16JUL15	米ドル	49,963,374	49,993,560	2.12
55,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24SEP15	米ドル	54,957,866	54,960,614	2.33
25,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 27JUL15	米ドル	24,981,687	24,994,566	1.06
25,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 18AUG15	米ドル	24,984,676	24,991,838	1.06
50,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 23JUL15	米ドル	49,969,685	49,992,338	2.12
25,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 27JUL15	米ドル	24,984,527	24,995,409	1.06
50,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 31JUL15	米ドル	49,968,076	49,989,243	2.12
100,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK SYDNEY CD 14JUL15	米ドル	99,931,797	99,989,507	4.25
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK SYDNEY CD 16JUL15	米ドル	49,965,898	49,994,004	2.12
50,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 11AUG15	米ドル	49,971,905	49,987,174	2.12
65,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 14JUL15	米ドル	64,963,873	64,994,442	2.78
50,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 19AUG15	米ドル	49,971,904	49,984,732	2.14
譲渡性預金証書合計			987,383,373	987,731,862	41.95
B. コマーシャル・ペーパー			米ドル	米ドル	%
45,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 08SEP15	米ドル	44,972,991	44,979,450	1.91
33,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11AUG15	米ドル	32,980,194	32,990,958	1.40
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13AUG15	米ドル	99,946,873	99,974,591	4.25
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 19AUG15	米ドル	39,978,290	39,988,201	1.70
35,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28AUG15	米ドル	34,977,675	34,985,526	1.49
50,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 28SEP15	米ドル	49,967,382	49,968,770	2.12
25,000,000	ALLIANZ SE CP 31AUG15	米ドル	24,978,893	24,988,815	1.06
25,000,000	DBS BANK LTD CP 21JUL15	米ドル	24,992,516	24,996,793	1.06
20,000,000	KIWIBANK LTD ECP 23SEP15	米ドル	19,987,230	19,988,202	0.85
6,300,000	KOREA DEVELOPMENT BANK CP 20JUL15	米ドル	6,294,237	6,298,881	0.27

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表(続き) 2015年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	内容	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券(続き)					
B. コマーシャル・ペーパー(続き)			米ドル	米ドル	%
135,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 31JUL15	米ドル	134,900,838	134,972,959	5.73
50,000,000	OVERSEAS CHINESE BANK SG CP 17SEP15	米ドル	49,971,267	49,975,327	2.12
50,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 14SEP15	米ドル	49,969,990	49,975,737	2.12
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 02JUL15	米ドル	29,965,157	29,999,234	1.27
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 16SEP15	米ドル	29,977,018	29,980,515	1.27
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 18AUG15	米ドル	29,978,549	29,988,575	1.27
20,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 26AUG15	米ドル	19,983,658	19,989,875	0.85
40,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 31AUG15	米ドル	39,963,478	39,975,911	1.70
100,000,000	PRUDENTIAL PLC ECP 07JUL15	米ドル	99,935,375	99,995,336	4.25
50,000,000	PRUDENTIAL PLC ECP 18SEP15	米ドル	49,959,034	49,973,355	2.12
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09SEP15	米ドル	49,968,714	49,975,855	2.12
38,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 11SEP15	米ドル	37,977,193	37,981,903	1.61
34,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26AUG15	米ドル	33,979,593	33,987,357	1.44
50,000,000	STANDARD CHARTERED BANK CP 13JUL15	米ドル	49,968,423	49,995,489	2.12
58,000,000	UNILEVER NV CP 10AUG15	米ドル	57,965,819	57,984,816	2.47
25,000,000	UNILEVER NV CP 24AUG15	米ドル	24,977,630	24,990,078	1.06
コマーシャル・ペーパー合計			1,168,518,017	1,168,902,509	49.65
その他の債務証券合計			2,155,901,390	2,156,634,371	91.60
投資有価証券合計			2,155,901,390	2,156,634,371	91.60

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2015年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	33.40
		33.40
フランス	政府機関	10.72
	銀行およびその他の金融機関	4.25
		14.97
英国	銀行およびその他の金融機関	8.48
	保険	6.37
		14.85
オランダ	銀行およびその他の金融機関	5.73
	各種消費財	3.52
		9.25
フィンランド	銀行およびその他の金融機関	6.39
		6.39
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	5.24
		5.24
シンガポール	銀行およびその他の金融機関	3.19
		3.19
スウェーデン	政府機関	2.13
		2.13
ドイツ	銀行およびその他の金融機関	1.06
		1.06
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	0.85
		0.85
韓国	銀行およびその他の金融機関	0.27
		0.27
投資有価証券合計		91.60

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表
2015年6月30日現在
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面	内容	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 中期債券			豪ドル	豪ドル	%
28,000,000	WESTPAC BANK CORP FRN 08JUL15 MTN	豪ドル	28,087,760	28,008,060	1.44
27,000,000	WESTPAC BANK CORP 6.5 08JUL15 MTN	豪ドル	27,237,600	27,024,369	1.39
中期債券合計			55,325,360	55,032,429	2.83
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			55,325,360	55,032,429	2.83
II. その他の債務証券					
A. 譲渡性預金証書			豪ドル	豪ドル	%
115,000,000	COMMONWLTH BK AUST FRN 21JUL15 TCd	豪ドル	115,294,950	115,063,217	5.91
58,020,000	COMMONWLTH BK AUST 6.5 21JUL15 TCD	豪ドル	58,335,049	58,163,827	2.99
譲渡性預金証書合計			173,629,999	173,227,044	8.90
B. コマーシャル・ペーパー			豪ドル	豪ドル	%
160,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11AUG15	豪ドル	159,123,671	159,599,937	8.20
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20AUG15	豪ドル	29,834,551	29,908,284	1.54
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JUL15	豪ドル	49,717,233	49,912,995	2.56
165,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 17AUG15	豪ドル	164,095,923	164,538,343	8.45
75,000,000	DBS BANK LTD CP 17SEP15	豪ドル	74,589,600	74,647,591	3.84
100,000,000	DNB BANK ASA CP 13AUG15	豪ドル	99,453,558	99,738,658	5.12
75,000,000	DNB BANK ASA CP 24JUL15	豪ドル	74,573,975	74,887,642	3.85
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 01SEP15	豪ドル	99,461,142	99,630,999	5.12
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07AUG15	豪ドル	99,432,077	99,765,423	5.13
25,000,000	KIWIBANK LTD ECP 17SEP15	豪ドル	24,863,389	24,882,693	1.28
70,000,000	KIWIBANK LTD ECP 24JUL15	豪ドル	69,602,377	69,895,132	3.59
33,000,000	KIWIBANK LTD ECP 25SEP15	豪ドル	32,814,670	32,824,742	1.69
100,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 09JUL15	豪ドル	99,424,470	99,943,079	5.14
100,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 26AUG15	豪ドル	99,466,198	99,669,275	5.12
50,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 02SEP15	豪ドル	49,729,307	49,811,692	2.56
5,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 06JUL15	豪ドル	4,992,200	4,998,128	0.26
100,000,000	TORONTO DOMINION BK(CAN) CP 14SEP15	豪ドル	99,271,677	99,553,608	5.12
20,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14SEP15	豪ドル	19,886,284	19,908,059	1.01
100,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 21SEP15	豪ドル	99,251,313	99,498,865	5.08
コマーシャル・ペーパー合計			1,449,583,615	1,453,615,145	74.66
その他の債務証券合計			1,623,213,614	1,626,842,188	83.56
投資有価証券合計			1,678,538,974	1,681,874,618	86.39

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2015年6月30日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	10.27
	政府機関	10.24
	銀行およびその他の金融機関	2.82
		<u>23.33</u>
フランス		
	政府機関	20.73
		<u>20.73</u>
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	11.73
	道路車両	6.13
		<u>17.86</u>
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	8.97
		<u>8.97</u>
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	6.56
		<u>6.56</u>
カナダ		
	銀行およびその他の金融機関	5.11
		<u>5.11</u>
シンガポール		
	銀行およびその他の金融機関	3.83
		<u>3.83</u>
投資有価証券合計		<u>86.39</u>

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2015年6月30日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位：カナダ・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
21,700,000	CANADA GOVT OF 1.5 01AUG15	カナダ・ドル	21,722,568	21,715,798	27.32
	債券合計		21,722,568	21,715,798	27.32
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			21,722,568	21,715,798	27.32
II. その他の債務証券					
	コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
14,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 29SEP15	カナダ・ドル	13,972,683	13,972,980	17.58
12,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 09JUL15	カナダ・ドル	11,980,920	11,998,113	15.10
10,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 20JUL15	カナダ・ドル	9,983,974	9,996,478	12.58
3,000,000	TORONTO DOMINION BK(LDN)CP 24JUL15	カナダ・ドル	2,992,497	2,998,524	3.77
	コマーシャル・ペーパー合計		38,930,074	38,966,095	49.03
	その他の債務証券合計		38,930,074	38,966,095	49.03
	投資有価証券合計		60,652,642	60,681,893	76.35

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2015年6月30日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	27.68
		27.68
カナダ	中央政府 - 債務証券	27.32
		27.32
フランス	政府機関	17.58
		17.58
英国	銀行およびその他の金融機関	3.77
		3.77
投資有価証券合計		76.35

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表
2015年6月30日現在
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面	内容	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 中期債券			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
6,695,000	ANZ BANK NEW ZEALD 6.51 13JUL15 MTN	ニュージーランド・ドル	6,706,649	6,702,211	1.18
4,578,000	GENERAL ELEC CAP CORP 6.5 28SEP15	ニュージーランド・ドル	4,615,082	4,611,044	0.81
2,999,000	IBRD 3.75 27AUG15 GDIF	ニュージーランド・ドル	3,000,500	3,000,318	0.53
8,450,000	INTER-AMERICAN DEV BK 6.25 28JUL15	ニュージーランド・ドル	8,512,445	8,465,611	1.49
中期債券合計			22,834,676	22,779,184	4.01
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			22,834,676	22,779,184	4.01
II. その他の債務証券					
A. 譲渡性預金証書			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
28,000,000	KOREA DEV BANK (LDN) CD 03JUL15	ニュージーランド・ドル	27,918,339	27,991,834	4.93
譲渡性預金証書合計			27,918,339	27,991,834	4.93
B. コマーシャル・ペーパー			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27JUL15	ニュージーランド・ドル	29,912,166	29,923,500	5.27
43,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 22JUL15	ニュージーランド・ドル	42,882,074	42,913,521	7.56
45,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 23JUL15	ニュージーランド・ドル	44,877,335	44,905,957	7.91
40,000,000	DBS BANK LTD CP 14SEP15	ニュージーランド・ドル	39,637,755	39,707,121	7.00
23,000,000	DNB BANK ASA CP 03JUL15	ニュージーランド・ドル	22,933,493	22,993,349	4.05
5,000,000	EIB CP 15SEP15	ニュージーランド・ドル	4,953,792	4,961,326	0.87
50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 20JUL15	ニュージーランド・ドル	49,856,393	49,907,350	8.79
50,000,000	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 08JUL15	ニュージーランド・ドル	49,556,551	49,961,016	8.80
45,000,000	TORONTO DOMINION BK(LDN) CP 22JUL15	ニュージーランド・ドル	44,873,980	44,907,584	7.94
コマーシャル・ペーパー合計			329,483,539	330,180,724	58.19
その他の債務証券合計			357,401,878	358,172,558	63.12
投資有価証券合計			380,236,554	380,951,742	67.13

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2015年6月30日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア		
	政府機関	8.75
	銀行およびその他の金融機関	7.85
		16.60
英国		
	銀行およびその他の金融機関	12.85
		12.85
フランス		
	政府機関	12.82
		12.82
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	8.84
		8.84
シンガポール		
	銀行およびその他の金融機関	7.03
		7.03
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	4.07
		4.07
アメリカ合衆国		
	国際機関	2.03
	持ち株会社および金融会社	0.82
		2.85
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	1.19
		1.19
ルクセンブルグ		
	国際機関	0.88
		0.88
投資有価証券合計		67.13

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#)

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在、5,446,220ユーロ(約7億3,932万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,715円)で記名株式272,311株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法および2013法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125-2条に規定された範囲内の)UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、AIFMD別紙第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中核管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的なサービス提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2015年7月末日現在、以下のとおり分類される14本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 2,947,254,779米ドル ユーロ建： 10,325,027ユーロ 日本円建： 480,380,976,321円 豪ドル建： 1,960,129,916豪ドル NZドル建： 562,845,841NZドル 加ドル建： 80,771,821カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：11本

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 135.75円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、工具および備品	3	25,097	3,407	49,420	6,709
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,730,308	234,889	537,977	73,030
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		4,557	619	17,541	2,381
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		102,350	13,894	18,684	2,536
- 現金および預金		6,254,088	848,992	6,616,633	898,208
前払金		30,507	4,141	47,740	6,481
資産合計		8,146,907	1,105,943	7,287,995	989,345
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	739,324	5,446,220	739,324
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	7,600	44,622	6,057
その他の積立金	7	1,154,757	156,758	938,870	127,452
		1,210,742	164,358	983,492	133,509
- 当期損益		(226,185)	(30,705)	227,250	30,849
		6,430,777	872,978	6,656,962	903,683
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		232,504	31,562	115,156	15,632
		232,504	31,562	115,156	15,632
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		105,197	14,280	88,904	12,069
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	1,378,429	187,122	426,973	57,962
		1,483,626	201,402	515,877	70,030
負債合計		8,146,907	1,105,943	7,287,995	989,345

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	3,929,755	533,464	1,077,142	146,222
人件費					
給与および賃金		929,765	126,216	495,659	67,286
給与および賃金に係る社会保障費		98,171	13,327	51,741	7,024
補足年金費用		29,070	3,946	6,202	842
その他の社会保障費		54,189	7,356	46,070	6,254
		<u>1,111,195</u>	<u>150,845</u>	<u>599,672</u>	<u>81,405</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	0	0	2,844	386
その他の営業費用	11.1	225,054	30,551	107,739	14,626
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		0	0	7,629	1,036
		<u>5,266,004</u>	<u>714,860</u>	<u>1,795,026</u>	<u>243,675</u>
法人所得税	8	3,210	436	3,210	436
前勘定科目に表示されていないその他の税金		33,320	4,523	7,145	970
当期利益		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>227,250</u>	<u>30,849</u>
費用合計		<u>5,302,534</u>	<u>719,819</u>	<u>2,032,631</u>	<u>275,930</u>
収益					
純売上高	10.1	5,045,273	684,896	1,331,992	180,818
その他の営業収益	11.2	16,326	2,216	699,479	94,954
その他の利息および財務収益					
その他の利息および類似財務収益		14,750	2,002	1,160	157
当期損失		<u>226,185</u>	<u>30,705</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計		<u>5,302,534</u>	<u>719,819</u>	<u>2,032,631</u>	<u>275,930</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2015年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

注

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#)[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2015年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2014年4月22日までの当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2015年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの14の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603
- オフィス設備	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備	20%
- オフィス設備	50%

注4．債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、当年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2014年3月31日現在 残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250
損益の繰入額	-	11,363	215,887	-	215,887	(227,250)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	-	-	-
資本金増加	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	(226,185)
2015年3月31日現在 残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)

2014年5月30日に開催された年次株主総会は、2014年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	1,292,277	400,287
未払販売報酬	86,152	26,686
	<u>1,378,429</u>	<u>426,973</u>

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	5,045,273	1,331,992
受領実績報酬	0	0
	<u>5,045,273</u>	<u>1,331,992</u>

2015年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エネルギー・ファンド（SM）、日興・プレミア・ファンド - 日興エネルギー・インフラ・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタルUS グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2015年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	3,737,328	825,542
払戻し実績報酬	0	0
その他の費用	192,427	251,600
	<u>3,929,755</u>	<u>1,077,142</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロ、および2014年3月31日に終了した年度において825,542ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11. その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	20,000	45,000
その他の管理事務費用	205,054	62,739
	<u>225,054</u>	<u>107,739</u>

11.2 その他の営業収益

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	4,776	0
S N B L (S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社)への業務提供に対する引当金	11,550	2,875
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	0	659,618
償還済みファンドからの残余额	0	36,986
	<u>16,326</u>	<u>699,479</u>

2013年12月24日付で、S M B C日興証券株式会社は、日興・プレミア・ファンド(A B Lファンド・シリーズ)のシリーズ・トラストの(当座借越額に充当するための)償還に関して当社により支払われた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、2014年3月31日現在、当社において「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」として計上されている。

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
取締役	4	4

12.2 就業者

2015年3月31日および2014年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	4	4
従業員	2	2
	8	8

2014年3月31日に終了した会計年度中、年度を通じて以下の従業員が雇用された。

- 2013年5月	1名
- 2013年7月	1名
- 2013年9月	2名
- 2014年1月	4名

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

年度末以降、現在の財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2015

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 097	49 420
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	1 730 308	537 977
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		4 557	17 541
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		102 350	18 684
- Cash at bank		6 254 088	6 616 633
Prepayments		<u>30 507</u>	<u>47 740</u>
Total assets		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	44 622
other reserves	7	<u>1 154 757</u>	<u>938 870</u>
		1 210 742	983 492
- Profit or loss for the financial year		<u>(226 185)</u>	<u>227 250</u>
		6 430 777	6 656 962
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>232 504</u>	<u>115 156</u>
		232 504	115 156
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		105 197	88 904
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>
		<u>1 483 626</u>	<u>515 877</u>
Total liabilities		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2015
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	3 929 755	1 077 142
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		929 765	495 659
<i>Social security on salaries and wages</i>		98 171	51 741
<i>Supplementary pension costs</i>		29 070	6 202
<i>Other social costs</i>		<u>54 189</u>	<u>46 070</u>
		1 111 195	599 672
Value adjustments on current assets	4	0	2 844
Other operating charges	11.1	225 054	107 739
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>0</u>	<u>7 629</u>
		5 266 004	1 795 026
Income tax	8	3 210	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>33 320</u>	<u>7 145</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>227 250</u>
Total charges		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	5 045 273	1 331 992
Other operating income	11.2	16 326	699 479
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		14 750	1 160
Loss for the financial year		<u>226 185</u>	<u>0</u>
Total income		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2015**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13.	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

Until April 22, 2014, the purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2015, the Company manages 14 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****2.1 Foreign currency translation (continued)**

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost				Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets						
of which:						
-furniture, fixture and fittings	7,264	0	0	0	7,264	5,603
-office arrangements	47,483	0	1,394	0	48,877	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	25,097

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

- Furniture, fixture and fittings 20%
- Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2015 and March 31, 2014 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounts to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the year.

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20,00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250
Allocation of the result	-	11 363	215 887	-	215 887	(227 250)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	-	-	-
Increase of Capital	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(226 185)
Balance at March 31, 2015	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>953 957</u>	<u>200 800</u>	<u>1 154 757</u>	<u>(226 185)</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 30, 2014 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2015 and March 31, 2014 are analysed as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory fees payable	1 292 277	400 287
Distribution fees payable	<u>86 152</u>	<u>26 686</u>
	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Management fees received	5 045 273	1 331 992
Performance fees received	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>5 045 273</u>	<u>1 331 992</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2015 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2015. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 Other external charges

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	3 737 328	825 542
Performance fees reimbursed	0	0
Other expenses	<u>192 427</u>	<u>251 600</u>
	<u>3 929 755</u>	<u>1 077 142</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015 and EUR 825 542 during the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.2 Other external charges (continued)**

The performance fee receives by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Other expenses corresponds to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations,...

Note 11 – Other operating charges and other operating income**11.1 Other operating charges**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Director's fees	20 000	45 000
Other administrative expenses	<u>205 054</u>	<u>62 739</u>
	<u>225 054</u>	<u>107 739</u>

11.2 Other operating income

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	4 776	0
Provision for service provided to SNBL	11 550	2 875
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	0	659 618
Residual cash from liquidated funds	<u>0</u>	<u>36 986</u>
	<u>16 326</u>	<u>699 479</u>

On December 24, 2013, SMBC Nikko Securities Inc paid to the Company Yen 27 985 816 and USS 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the liquidation (to cover the overdrafts) of the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" as at March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Directors	4	4

12.2 Personnel

The number of persons employed as at March 31, 2015 and March 31, 2014 was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Senior Management	2	2
Middle Management	4	4
Employees	<u>2</u>	<u>2</u>
	<u>8</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2014, the employees were hired throughout the year as follows:

- 1 employee in May 2013
- 1 employee in July 2013
- 2 employees in September 2013
- 4 employees in January 2014.

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence."

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 13 - Off balance sheet items (continued)**

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

There is no significant event after year-end which requires disclosure in the present financial statements.

(2) その他の訂正

第二部 ファンド情報

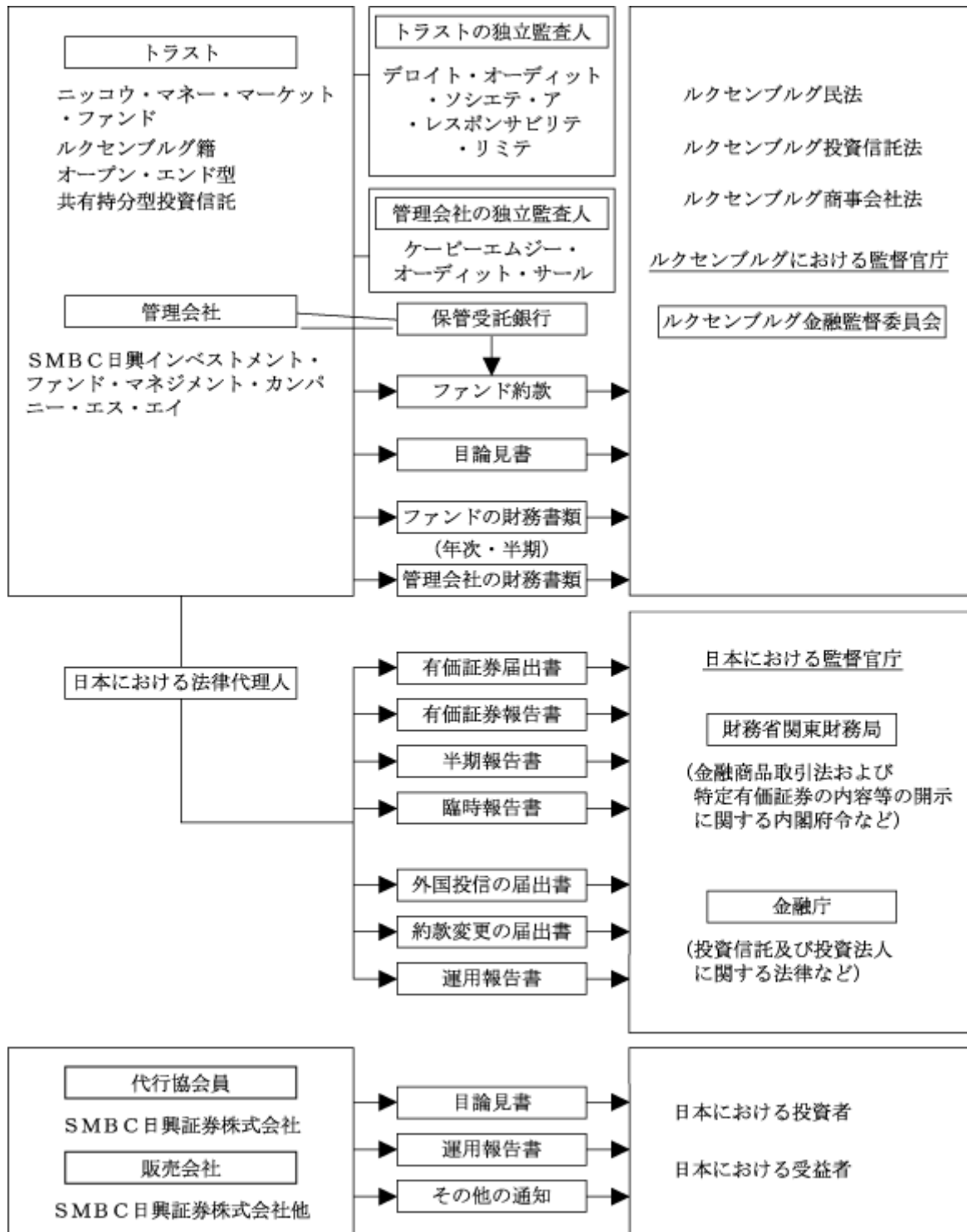
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

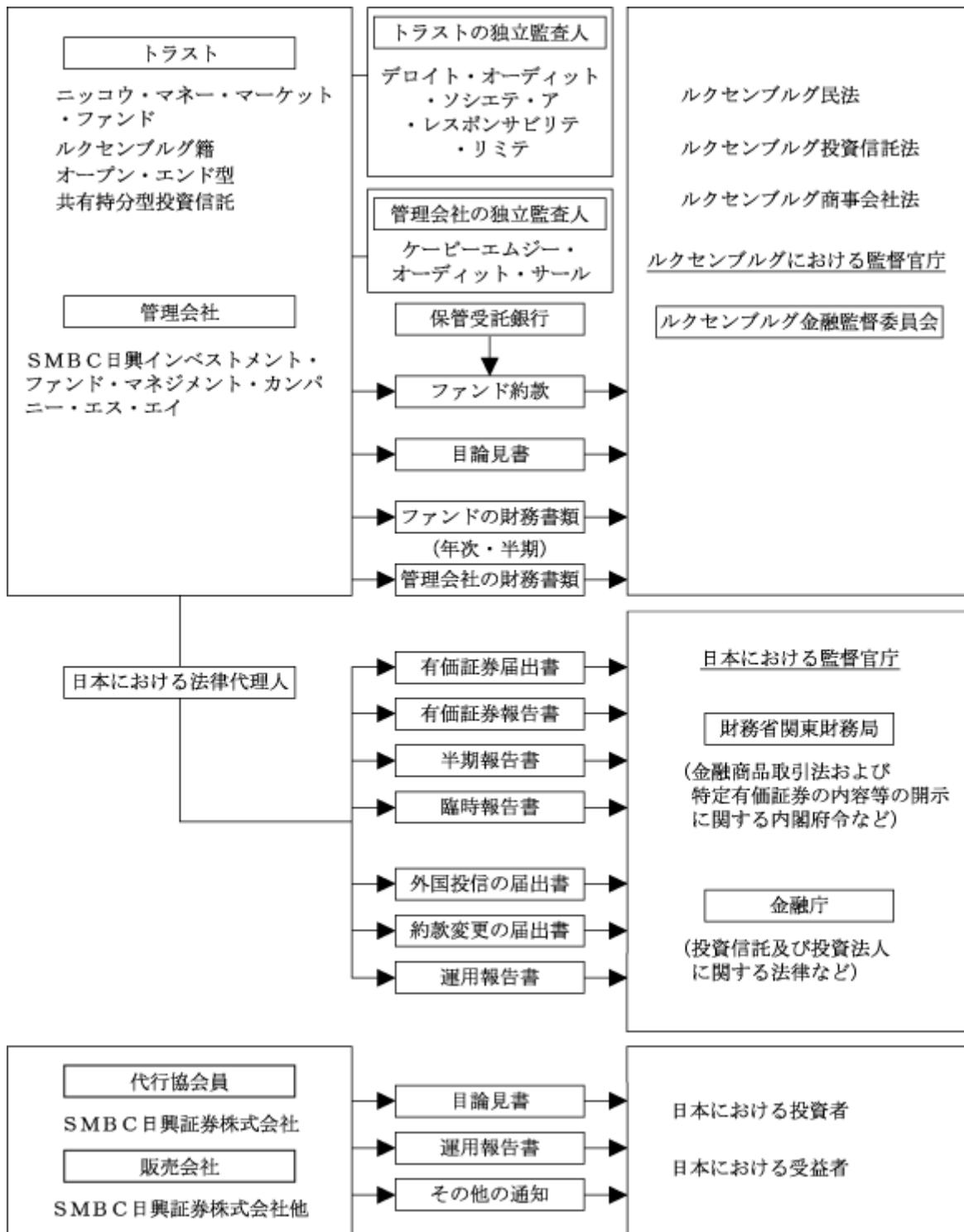
ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～

訂正前



2015年4月末日現在

訂正後



2015年4月末日現在

管理会社の概要

訂正前

(前 略)

資本金の額	2015年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約7億975万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約2,606円)で記名株式272,311株を発行済である。 (注)ユーロの円貨換算は、2015年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.32円)による。
-------	---

(後 略)

訂正後

(前 略)

資本金の額	2015年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約7億3,932万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約2,715円)で記名株式272,311株を発行済である。 (注)ユーロの円貨換算は、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=135.75円)による。
-------	---

(後 略)

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

訂正前

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

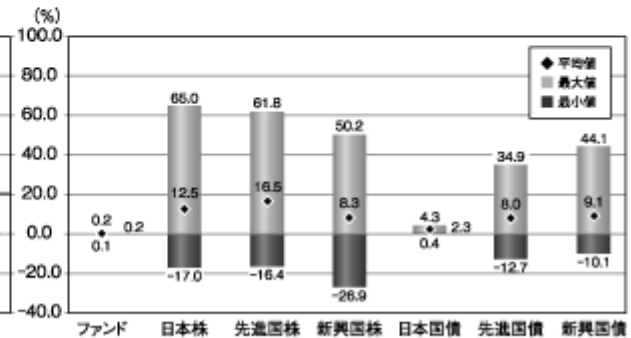
2010年4月～2015年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

USドル・ポートフォリオ

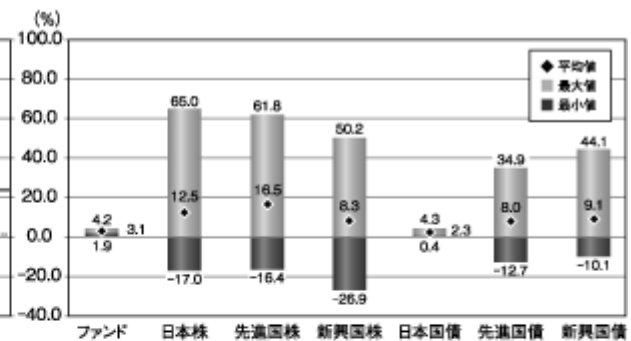
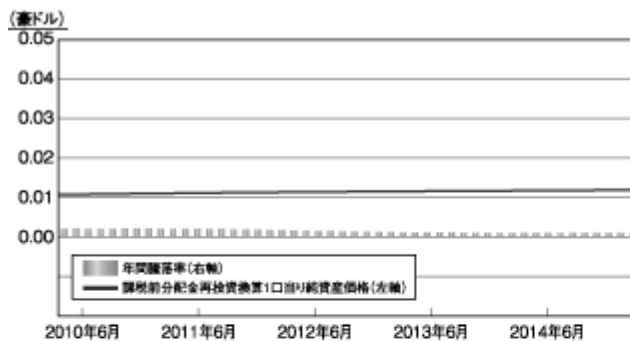


ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

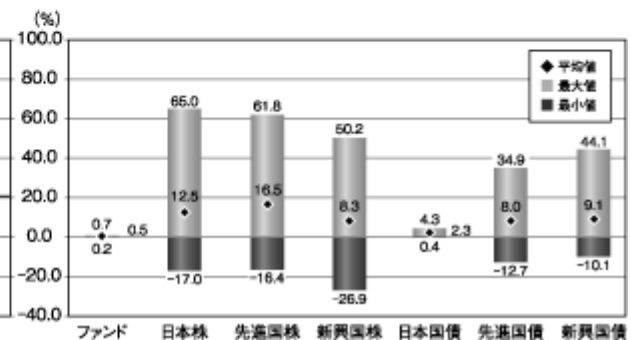
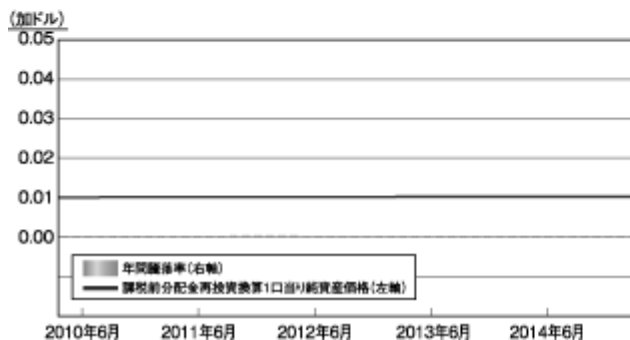
左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンド（各ファンドの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



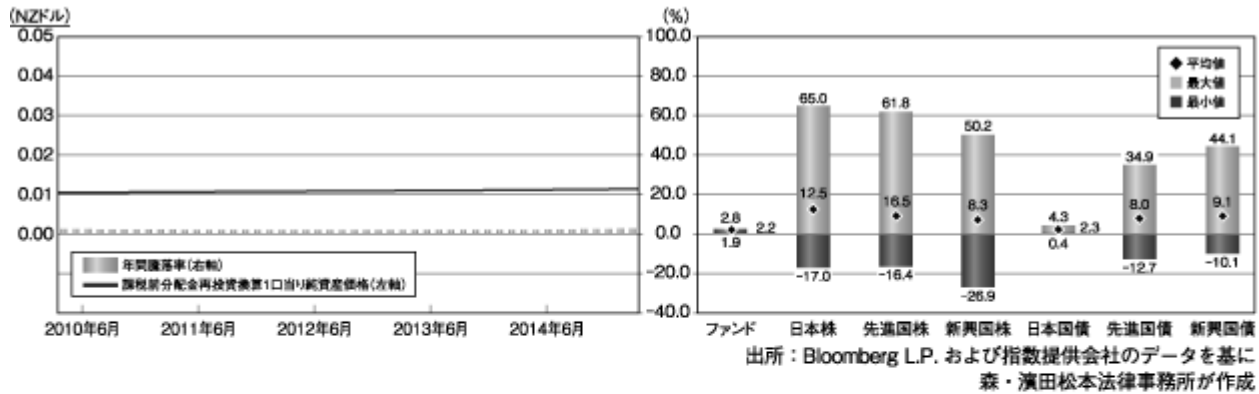
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



カナダ・ドル・ポートフォリオ



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2010年3月末日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

（後 略）

訂正後

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

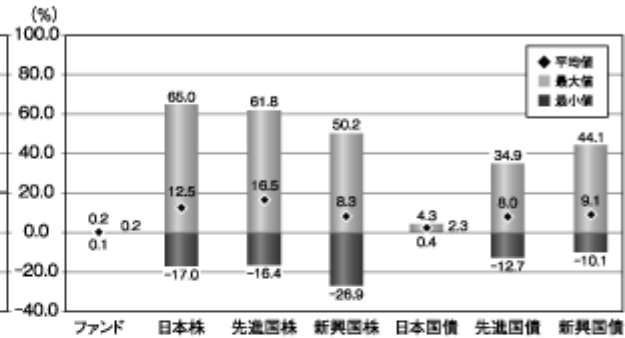
2010年4月～2015年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

USドル・ポートフォリオ

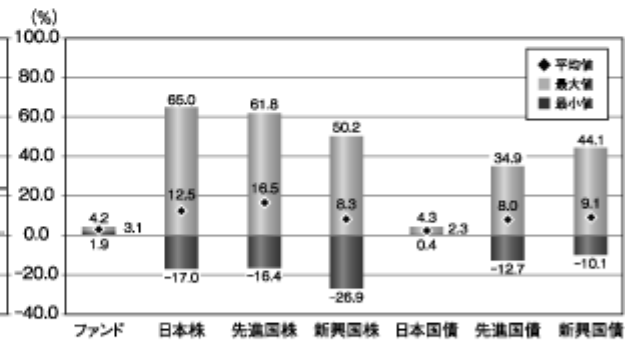
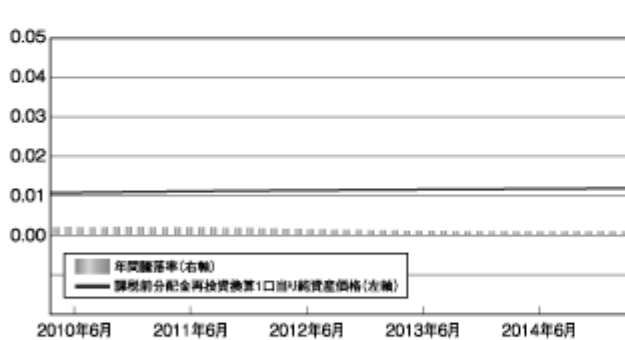


ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

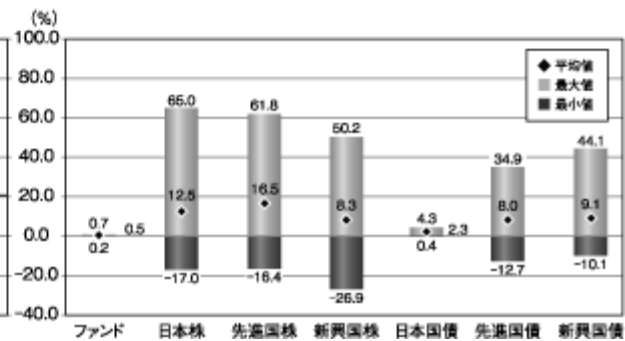
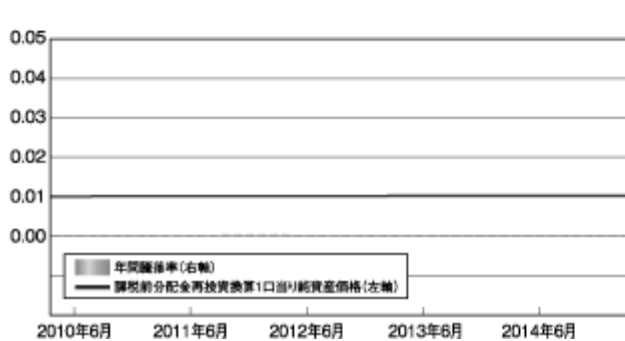
左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンド（各ファンドの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



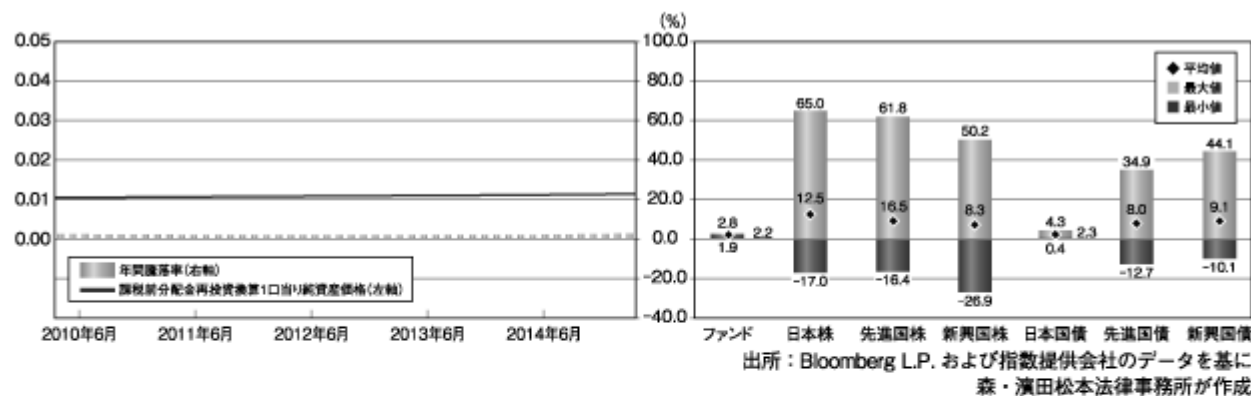
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



カナダ・ドル・ポートフォリオ



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2009 年 4 月末日を 0.01 として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ US ドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の 1 口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

（後 略）

4 手数料等および税金

(5) 課税上の取扱い

訂正前

平成27年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後 略）

訂正後

平成27年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後 略）

5 運用状況

「(2) 投資資産」については、以下の情報に更新されます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

()USドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月13日	100,000,000	99,946,873	99,992,493	4.28
2.	STANDARD CHART BNK (SGP) CP 14SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月14日	100,000,000	99,958,018	99,970,013	4.28
3.	BNZ INTL FUNDING CP 08OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月8日	100,000,000	99,933,600	99,950,200	4.28
4.	HSBC FRANCE CD 05OCT15	預金証書	-	2015年10月5日	100,000,000	99,894,565	99,943,227	4.28
5.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 15OCT15	預金証書	-	2015年10月15日	100,000,000	99,925,944	99,938,823	4.28
6.	UNILEVER NV CP 10AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月10日	58,000,000	57,965,820	57,996,297	2.48
7.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24SEP15	預金証書	-	2015年9月24日	55,000,000	54,957,866	54,974,811	2.35
8.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 10AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月10日	50,000,000	49,991,113	49,997,223	2.14
9.	UOB AUSTRALIA LTD CD 11AUG15	預金証書	-	2015年8月11日	50,000,000	49,971,905	49,996,641	2.14
10.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 11AUG15	預金証書	-	2015年8月11日	50,000,000	49,962,972	49,995,573	2.14
11.	UOB AUSTRALIA LTD CD 19AUG15	預金証書	-	2015年8月19日	50,000,000	49,971,905	49,994,198	2.14
12.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月9日	50,000,000	49,968,714	49,986,397	2.14
13.	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 14SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月14日	50,000,000	49,969,990	49,985,634	2.14
14.	OVERSEAS CHINESE BANK SG CP 17SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月17日	50,000,000	49,971,267	49,985,009	2.14
15.	PRUDENTIAL PLC ECP 18SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月18日	50,000,000	49,959,034	49,983,680	2.14
16.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 23SEP15	預金証書	-	2015年9月23日	50,000,000	49,980,202	49,982,757	2.14
17.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 23SEP15	預金証書	-	2015年9月23日	50,000,000	49,979,342	49,982,007	2.14
18.	AKADEMISKA HUS AB CP 28SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月28日	50,000,000	49,967,382	49,979,527	2.14
19.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 19OCT15	預金証書	-	2015年10月19日	50,000,000	49,960,864	49,966,693	2.14
20.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16OCT15	預金証書	-	2015年10月16日	50,000,000	49,959,145	49,965,806	2.14
21.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 08SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月8日	45,000,000	44,972,991	44,988,551	1.92
22.	KOREA DEVELPMNT BK 0.22 YCD 19AUG15	預金証書	0.22	2015年8月19日	40,000,000	40,000,000	40,000,000	1.71
23.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 19AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月19日	40,000,000	39,978,290	39,995,516	1.71
24.	POHJOLA BANK PLC ECP 31AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月31日	40,000,000	39,963,478	39,987,955	1.71
25.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 11SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月11日	38,000,000	37,977,193	37,989,588	1.63
26.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月28日	35,000,000	34,977,675	34,993,131	1.50
27.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月26日	34,000,000	33,979,593	33,994,233	1.45
28.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月11日	33,000,000	32,980,194	32,997,632	1.41
29.	POHJOLA BANK PLC ECP 18AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月18日	30,000,000	29,978,549	29,995,803	1.28
30.	POHJOLA BANK PLC ECP 16SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月16日	30,000,000	29,977,018	29,988,259	1.28

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 17AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月17日	165,000,000	164,095,923	164,836,497	8.52
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月11日	160,000,000	159,123,671	159,895,221	8.27
3.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 24AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月24日	150,000,000	149,720,553	149,783,654	7.74
4.	FMS WERTMANAGEMENT CP 07AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月7日	100,000,000	99,432,077	99,956,788	5.17
5.	DNB BANK ASA CP 13AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月13日	100,000,000	99,453,558	99,922,785	5.17
6.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 26AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月26日	100,000,000	99,466,198	99,849,143	5.16
7.	FMS WERTMANAGEMENT CP 01SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月1日	100,000,000	99,461,142	99,812,571	5.16
8.	TORONTO DOMINION BK(CAN) CP 14SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月14日	100,000,000	99,271,677	99,735,689	5.16
9.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 21SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月21日	100,000,000	99,251,314	99,686,035	5.15
10.	DNB NOR BANK ASA CP 27AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月27日	75,000,000	74,861,402	74,879,286	3.87
11.	NATIONAL AUST BK 6.5 05NOV15 Dip	債券	6.50	2015年11月5日	74,012,000	74,992,959	74,811,730	3.87
12.	DBS BANK LTD CP 17SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月17日	75,000,000	74,589,600	74,785,878	3.87
13.	DBS BANK LTD CP 16OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月16日	75,000,000	74,578,796	74,647,470	3.86
14.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 02SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月2日	50,000,000	49,729,307	49,902,904	2.58
15.	KIWIBANK LTD ECP 27OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月27日	50,000,000	49,717,920	49,738,705	2.57
16.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月28日	50,000,000	49,717,934	49,727,131	2.57
17.	KIWIBANK LTD ECP 25SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月25日	33,000,000	32,814,670	32,887,190	1.70
18.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月20日	30,000,000	29,834,551	29,964,033	1.55
19.	KIWIBANK LTD ECP 17SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月17日	25,000,000	24,863,389	24,928,725	1.29
20.	RABOBANK NEDERLAND 5.75 12OCT15 MTN	債券	5.75	2015年10月12日	20,000,000	20,172,000	20,130,792	1.04
21.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月14日	20,000,000	19,886,284	19,945,561	1.03

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	カナダ・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CANADA GOVT OF 1.5 01AUG15	債券	1.50	2015年8月1日	21,700,000	21,722,568	21,701,805	26.87
2.	FMS WERTMANAGEMENT CP 13OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月13日	15,000,000	14,974,907	14,980,454	18.55
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 29SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月29日	14,000,000	13,972,683	13,982,185	17.31
4.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 21OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月21日	10,000,000	9,987,493	9,988,853	12.37
5.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 26OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月26日	3,000,000	2,995,854	2,996,163	3.71

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2015年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ニュージーランド・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 24AUG15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年8月24日	50,000,000	49,867,311	49,897,273	8.87
2.	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 22SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月22日	50,000,000	49,740,864	49,778,480	8.84
3.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 08OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月8日	50,000,000	49,601,972	49,701,479	8.83
4.	UOB AUSTRALIA LTD CD 02SEP15	預金証書	-	2015年9月2日	45,000,000	44,751,060	44,867,500	7.97
5.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 22SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月22日	45,000,000	44,765,627	44,799,649	7.96
6.	TORONTO DOMINION BK(LDN)CP 24SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月24日	45,000,000	44,767,161	44,793,449	7.96
7.	KIWIBANK LTD ECP 05OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月5日	45,000,000	44,612,098	44,727,643	7.95
8.	DBS BANK LTD CP 14SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月14日	40,000,000	39,637,755	39,826,585	7.08
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月28日	35,000,000	34,809,938	34,822,005	6.19
10.	DNB NOR BANK ASA CP 05OCT15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年10月5日	23,000,000	22,805,281	22,863,282	4.06
11.	GENERAL ELEC CAP CORP 6.5 28SEP15	中期債券	6.50	2015年9月28日	8,178,000	8,238,122	8,216,239	1.46
12.	TOYOTA MOT FIN BV 3.75 24SEP15 EMTN	中期債券	3.75	2015年9月24日	7,000,000	7,000,000	7,000,000	1.24
13.	EIB CP 15SEP15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年9月15日	5,000,000	4,953,792	4,976,896	0.88
14.	IBRD 3.75 27AUG15 GDIF	中期債券	3.75	2015年8月27日	2,999,000	3,000,500	2,999,613	0.53

投資不動産物件

該当事項なし(2015年7月末日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2015年7月末日現在)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（前 略）

（2）2013年12月31日終了年度

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2013年12月31日現在

注2. 重要な会計方針

訂正前

（中 略）

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

（後 略）

訂正後

（中 略）

2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

（後 略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

訂正前

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在5,446,220ユーロ(約7億975万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,606円)の記名式株式272,311株を発行済である。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下の通りである。

2009年3月31日	446,220ユーロ
2010年3月31日	446,220ユーロ
2011年3月31日	446,220ユーロ
2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ

訂正後

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在5,446,220ユーロ(約7億3,932万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,715円)の記名式株式272,311株を発行済である。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下の通りである。

2010年3月31日	446,220ユーロ
2011年3月31日	446,220ユーロ
2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ

(3) 役員および従業員の状況

訂正前

(2015年4月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
----	-------------	--------

(中略)

フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、 <u>取締役</u>
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役 会長	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、 <u>外部取締役</u> (注) 2015年5月29日付で退任
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、 <u>パートナー</u>

(後略)

訂正後

(2015年7月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
----	-------------	--------

(中略)

フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、 <u>マネージング・ディレクター</u>
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、 <u>パートナー</u>

(後略)

5 その他

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訂正前

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

（後 略）

訂正後

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

（後 略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

訂正前

(前 略)

35 新潟証券株式会社（日本における「販売会社」）

(中 略)

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(後 略)

訂正後

(前 略)

35 新潟証券株式会社（日本における「販売会社」）

(中 略)

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2015年5月8日に、株式会社第四銀行を完全親会社、新潟証券株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結し、あわせて商号変更を決定したことにより、2015年10月1日付で新潟証券株式会社はその商号を第四証券株式会社に変更することを予定している。

(後 略)

[前へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2015年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2015年5月27日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 27, 2015

KPMG Luxembourg, Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。